

委員会発案第2号

「教育費無償化」の前進を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年6月12日提出

由利本荘市議会議長 渡部 功 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 鈴木和夫 ㊟

(別 紙)

「教育費無償化」の前進を求める意見書(案)

国が「社会全体であなたの学びを支えます」と宣言し、2010年度から「公立高校授業料不徴収および私立高校等就学支援金制度(高校無償化)」を始めた。それは「受益者負担主義」からの転換を意味し、教育の機会均等を保障するものとして、大いに歓迎できるものであった。

しかし、父母が負担する学校教育費は、就学支援金が出ているにもかかわらず私立高校で68.5万円、授業料不徴収となったにもかかわらず公立高校で23.7万円(文科省「平成22年度子どもの学習費調査」)と、依然として家計の中で大きなものとなっている。

長引く不況のもとで所得が下がり、これ以上の教育費負担は難しいという家庭も増えている。そうした実情を受けて、独自措置で一定の年収以下の家庭に私立高校授業料を実質無償化する自治体も生まれている。しかし、自治体の努力に頼る方法は、地方財政の厳しさからも限界がある。教育を受ける権利が自治体による格差で左右されてはならない。そのために、国は責任をもって教育費の父母負担軽減を進める必要があり、「高校無償化」は維持するだけでなく、大きく拡充すべきである。

「高校無償化」法の附帯決議には、「3年後(2013年度)に『見直し』を行う際には経済的負担の軽減の状況や教育の機会均等を図る観点から検討を加え必要な措置を講ずる」とある。しかし、一部には所得制限導入など「高校無償化」の理念を損なう「見直し」を検討すべきだという声があり、今年度の「見直し」に影響を及ぼすことが十分に考えられる。「高校無償化」は、本来の趣旨に沿った拡充のための「見直し」こそ必要である。

日本政府は、平成24年9月11日に、国際人権A規約の「漸進的無償化条項」(13条2項(b)(c))の適用「留保」の撤回を閣議決定し、国連に通告した。1979年に条約批准したものの、33年に及んだ「留保」により、高校・大学授業料の無償化や給付制奨学金の整備が遅れ、長く世界の流れから取り残されていた。ようやく、国際的に「当たり前」の「教育費無償化」に歩き出したのである。

「高校無償化」法の附帯決議でも、「給付制奨学金制度創設」や「低所得者世帯への負担軽減」「私学助成の充実」「特定扶養控除見直しによる負担増の解消」が決議されている。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められている。

よって、由利本荘市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう要請する。

記

1. 「高校無償化」の維持・拡充を進めること
2. 高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
文部科学大臣様
財務大臣様
総務大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 渡部 功